

4. 医薬品の一般小売店における販売

医薬品のうち、人体に対する作用が比較的緩やかなものについては、一般小売店における販売を解禁。

< 厚生労働省の反対理由 >

医薬品は、過量使用・副作用のおそれがあるため、薬剤師が常駐して対面で服薬指導を行える薬店などでしか、販売してはならない。

< 当会議の考え方 >

一般の薬店・ドラッグストア等で、対面で服薬指導されている実態は乏しい。消費者ニーズに対応するためにも、危険性の低い医薬品については販売可能とすべき。